

平成二十六年内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法施行規則
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則を次のように定めること。

目次

第一章 総則（第一条―第一条の四）
第一章の二 子どものための教育・保育給付 第一節 教育・保育給付認定等（第一条の五―第十六条）
第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第十七条―第二十八条の二）
第一章の三 子育てのための施設等利用給付 第一節 施設等利用費の支給（第二十八条の三―第二十九条の十四）
第二節 施設等利用費の支給（第二十九条の十五―第二十八条の十九）
第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者 第一節 特定教育・保育施設（第二十九条の三―第三十八条）
第二款 特定地域型保育事業者（第三十九条の三―第四十四条）
第三款 業務管理体制の整備等（第四十五条―第三十九条）
第四 款教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条の二）
第二節 特定子ども・子育て支援提供者（第五十三条の二―第五十三条の六）
第三章 地域子ども・子育て支援事業（第五十四条の二）
第四章 子ども・子育て支援事業計画（第五十五条）
第五章 費用等（第五十六条―第五十九条の二）
第六章 雜則（第六十条・第六十一条）
附則 第一章 総則（法第七条第十項第四号の基準） 第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」といふ。）第七条第十項第四号の内閣府令で定めるう。）

基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの中

が六人以上あるもの。次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である十一時間（開所時間が十一時間以内である場合にあっては、当該開所時間。以下同じ。）において、満一歳未満の小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上、満三歳以上満四歳六人につき一人以上、満三歳以上満四歳二十人につき一人以上、満四歳以上の小

学校就学前子どもおおむね三十人につき一人以上、かつ、施設につき二人以上であること。また、主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人（保育されている小学校就学前子ども）の数が一人である時間帯にあっては、一人以上であること。ただし、一日に保育する小学校就学前子ども（満一歳未満の小学校就学前子どもを除く。）については、一人以上とすればよいこと。

（2）保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数のものが、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下この条において同じ。）の資格を有するものであること。

（3）保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。

（4）保育室の面積は、小学校就学前子ども一人当たりおおむね一・六五平方メートル以上であること。

（5）保育室等の構造、設備及び面積

（6）便器の数は、満一歳以上の小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上で

あること。

ハ 非常災害に対する措置

（1）消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。

（2）非常災害に対する具体的な計画が立てられており、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（3）外國の保育資格を有する者その他外国人である小学校就学前子ども保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること。

（4）母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられないこと。

（5）国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

（6）便器の数は、満一歳以上の小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上で

あること。

（7）便所用の手洗設備が設けられていること。

（8）便所は、保育室及び調理室と区

に適切な保育の提供が可能である施設に

おいては、この限りでない。

（9）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（10）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（11）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（12）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（13）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（14）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（15）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（16）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（17）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（18）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（19）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（20）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（21）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（22）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（23）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（24）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（25）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（26）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（27）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（28）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

（29）過去三年間に保育した小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね半数以上が外国人であること。

避用	常用	（1）	（2）	（3）	（4）	（5）
1 建築基準法施行令（昭和二〇五年政令第三百三十八号）第百二十九条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段	2 1 屋内階段	（1）他の小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもが転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次の（i）及び（ii）のいずれも満たさないものである場合にあっては、（1）から（3）までに掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。	（2）非常災害に対する具体的な計画が立てられており、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上で	（3）非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。	（4）保育室を二階に設ける場合は、保育室の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。	（5）便所用の手洗設備が設けられていること。
2 待避上有効なバルコニー	階段	（1）消防用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。	（2）非常災害に対する具体的な計画が立てられており、かつ、現に保育する小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上で	（3）非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。	（4）保育室を二階に設ける場合は、保育室の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。	（5）便所用の手洗設備が設けられていること。

上 以 四 階		三 階		(5)	
避 用	常 用	避 用	常 用	保育室を三階以上に設ける建物は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。	建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
1 建築基準法施行令第一項に規定する構造の屋外避難階段	1 建築基準法施行令第二条第七号に規定する構造の屋内特別避難階段	1 建築基準法施行令第三項に規定する構造の屋内特別避難階段	1 建築基準法施行令第四項に規定する構造の屋内特別避難階段	(i) 次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもに適した構造のものに限る）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、避難上有効な位置に保育室の各部から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるよう設けられていること。	(i) 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
2 建築基準法施行令第一項に規定する構造の屋外避難階段	2 建築基準法施行令第二条第七号に規定する構造の屋内特別避難階段	2 建築基準法施行令第三項に規定する構造の屋内特別避難階段	2 建築基準法施行令第四項に規定する構造の屋内特別避難階段	(ii) 次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもに適した構造のものに限る）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、避難上有効な位置に保育室の各部から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるよう設けられていること。	(ii) 次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもに適した構造のものに限る）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、避難上有効な位置に保育室の各部から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるよう設けられていること。
3 屋外階段	3 屋外階段	2 屋外階段	1 屋外階段	4 屋外階段	3 建築基準法第二条第七号に規定する構造の屋外避難階段

<p>(ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第二十三条第二項に規定する構造の屋外避難階段</p>	<p>る構造の屋内避難階段</p> <p>（ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第二十三条第二項に規定する構造の屋外避難階段</p>
<p>(イ) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられること。</p> <p>(ロ) 調理室に調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>	<p>(イ) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられること。</p> <p>(ロ) 調理室に調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>

(iv) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること。

(v) 保育室その他小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子ども転落事故を防止する設備が設けられること。

(vi) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられること。

(vii) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

二 保育の内容等

(1) 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。

(2) 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるよう、十分に配慮がなされた保育の計画が定められていること。

(3) 小学校就学前子ども生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されていること。

(4) 小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。

(5) 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。

(6) 小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢である。特に、施設の運営管理の任にある施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られていること。

(7) 保育に従事する者が保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百七号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。

(8) 小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよ

(9) 小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。

(10) 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われること。

(11) 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。

(12) 保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があつた場合には、小学校就学前子どもとの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等適切に対応させていること。

ホ
給食

(1) 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

(2) 小学校就学前子どもとの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていて行われていること。

(3) 調理があらかじめ作成した献立に従つて行われていること。

ヘ
健康管理及び安全確保

(1) 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子ども登園及び降園の際に行われていること。

(2) 身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。

(3) 繼続して保育している小学校就学前子どもとの健康診断が入所時及び一年に二回実施されていること。

(4) 職員の健康診断が採用時及び一年に一回実施されていること。

(5) 調理に携わる職員の検便がおおむね一年に一回実施されていること。

- (6) 必要な医薬品その他の医療品が備えられていること。
- (7) 小学校就学前子どもが感染症にかかることが分かつた場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。
- (8) 呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。
- (9) 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われること。
- (10) 保育室での禁煙が厳守されていること。
- (11) 施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）が策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。
- (12) 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていること。
- (13) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。
- (14) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。
- (15) 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。
- (16) 小学校就学前子どもの移動のために自動車が運行されているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握

- (17) 小学校就学前子どもの送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもののその他利用の態様を勘案してこれと同じ程度に小学校就学前子どもの見落としのそれが少ないと認められるものを除く。）が日常的に運行されているときは、当該自動車にブザーその他の車内の小学校就学前子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて（16）に定める所在の確認（小学校就学前子どもの降車の際に限る。）が行われていること。
- (18) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。
- (19) 賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。
- (20) 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事（地方自治法（昭和二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十一条の二において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。）に報告する体制がとられていること。
- (21) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていること。
- (22) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。
- (23) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されているとともに、電気通信回線に接続し

- することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。
- (1) 保育室の面積は、家庭的保育事業等の受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。により公衆の閲覧に供されていること。
- (2) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。
- (3) 施設において提供される保育サービスを利用しようとする者からの利用の申込があつたときは、その者に対し、当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われていること。
- (4) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿等が整備されていること。
- (5) 中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、ホ（1）中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。
- (6) 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が五人以下であり、児童福祉法第六条の第三項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とするもの次に掲げる全ての事項を満たすものであること。
- (7) 保育に従事する者の数及び資格
- (8) 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が五人以下であり、児童福祉法第六条の第三項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とするもの次に掲げる全ての事項を満たすものであること。
- (9) 保育に従事する者の数及び資格
- (10) 保育に従事する者を雇用しているもの次に掲げる全ての事項を満たすものであること。
- (11) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人につき一人以上であること。
- (12) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人につき一人以上であること。
- (13) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人につき一人以上であること。
- (14) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (15) 保育に従事する者のうち、一人以上に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども五人につき一人以上であること。
- (16) 保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有するもの又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に關する研修を修了した者であること。
- (17) 保育士若しくは看護師の資格を有する者は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に關する研修を修了した者であること。
- (18) 保育士若しくは看護師の資格を有する者は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に關する研修を修了した者であること。
- (19) 保育士若しくは看護師の資格を有する者は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に關する研修を修了した者であること。
- (20) 保育士若しくは看護師の資格を有する者は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に關する研修を修了した者であること。
- (21) 保育士若しくは看護師の資格を有する者は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に關する研修を修了した者であること。
- (22) 保育士若しくは看護師の資格を有する者は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に關する研修を修了した者であること。
- (23) 保育士若しくは看護師の資格を有する者は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に關する研修を修了した者であること。

- (1) 保育室のほか、調理設備（施設外調理機能）及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、家庭的保育事業等の受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。により公衆の閲覧に供されていること。
- (3) その他前号イ（3）及び（4）、ロ（4）及び（5）、ハ（1）から（3）まで、ニから（6）までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号ロ（5）中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、ホ（1）中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。
- (4) 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が五人以下であり、児童福祉法第六条の第三項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とするもの次に掲げる全ての事項を満たすものであること。
- (5) 保育に従事する者の数及び資格
- (6) 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が五人以下であり、児童福祉法第六条の第三項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とするもの次に掲げる全ての事項を満たすものであること。
- (7) 保育に従事する者の数及び資格
- (8) 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が五人以下であり、児童福祉法第六条の第三項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とするもの次に掲げる全ての事項を満たすものであること。
- (9) 保育に従事する者の数及び資格
- (10) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人につき一人以上であること。
- (11) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人につき一人以上であること。
- (12) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人につき一人以上であること。
- (13) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (14) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (15) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (16) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (17) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (18) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (19) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (20) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (21) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (22) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。
- (23) 保育に従事する者と同一の者で、小学校就学前子どもの一人以上であること。

る」とあるのは、「感染予防のための対策が行われている」と、(10) 中「保育室での中「の見やすいところに掲示」とあるのは、「見やすいところに掲示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

四 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであつて、前号に掲げる施設以外のもの 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども一人につき一人以上であること。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であつて、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができる。

ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

二 第一号イ (3) 及び (4)、ニ (1) から (4)まで、(6) 前段、(7)、(8)、(10) 及び (11) 並びに (1)、(4)、(7) から (16) まで及び (18) から (26) までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号二(2) 中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは、「なされている」と、(3) 中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは、「保育が」と、(1) 中「登園及び降園」とあるのは、「預かり及び引渡し」と、(4) 中「採用時及び一年に一回」とあるのは、「一年に一回」と、(7) 中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは、「感染予防のための対策が行われている」とと、(10) 中「保育室での」とあるのは、「保育中の」と、(23) 中「の見やすいところに掲示」とあるのは、「見やすいところに掲示等により提示等」、(26) 中「職員及び保育」とあるのは、「保育」と読み替えるものとす

る。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

四 法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであること。

第一 条の二 法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすこととする。

一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。（以下同じ。）幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定する幼稚園をいい、認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下同じ。）又は特別支援学校（学校教育法第七十七条第一条の規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）に在籍する小学校就学前子ども（法第三十条の四に規定する場合における法第三十条第一項に規定する保育認定子どもを除く。）に対して教育・保育を行うこと。

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十一条第二項の規定に準じ、法第七条第十項第五号に規定する事業の対象とする小学校就学前子どもとの年齢及び人数に応じて、当該小学校就学前子どもたちの遭遇を行う職員を置くこととして、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者（次号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

三 前号に規定する職員は、専ら法第七条第十項第五号に規定する事業に従事するものでなければならぬこと。ただし、当該事業と幼稚園、認定こども園又は特別支援学校（以下この号において「幼稚園等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該事業を行つて当たつて当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者に限る。）による支援を受けることができるときは、専ら当該事業に従事する職員を一人とすることができる。

四 法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすこととする。

一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）。以下「認定こども園法」という。）及び対象病児等の病状、心身の状況の把握、感染の防止その他の事項に関する指導又は助言を行う医師（以下この条において「指導医」という。）があらかじめ定められていること。

二 病後児（疾病にかかる小学校就学前子どものうち、疾病的回復期であつて、集団保育が困難であり、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なもの）を病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホニカ（口において「対象病後児」という。）おおむね十人につき一人以上であること。

三 保育所その他の施設において、当該施設に保育する事業に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホニカ（口において「対象病児」という。）おおむね十人につき一人以上であること。

四 協力医療機関があらかじめ定められること。

五 保育室、病後児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室があること。

六 事故防止及び衛生面に配慮するなど病後児の養育に適した場所であること。

七 看護師等が当該事業を利用する病後児（口において「対象病後児」という。）おおむね十人につき一人以上であること。

八 保育室、病後児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室があること。

九 事故防止及び衛生面に配慮するなど病後児の養育に適した場所であること。

十 看護師等が当該事業を利用する病後児（口において「対象病児」という。）おおむね十人につき一人以上であること。

十一 通園する小学校就学前子どもに対しても対応その他の保健的な対応を行う事業に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホニカ（口において「対象病児」という。）を満たすものであること。

十二 保育所その他の施設において、当該施設に保育する事業に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホニカ（口において「対象病児」という。）を満たすものであること。

十三 保育所その他の施設において、当該施設に保育する事業に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホニカ（口において「対象病児」という。）を満たすものであること。

十四 保育室、病児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室があること。

十五 事故防止及び衛生面に配慮するなど病児の養育に適した場所であること。

十六 協力医療機関があらかじめ定められていること。

十七 感染を予防するため、事業を実施する場所と保育室等の間に間仕切りを設けていること。

十八 協力医療機関及び指導医があらかじめ定められていること。

十九 病児又は病後児が当該病児又は病後児の居宅において一時的に保育する事業、イ及びロ

保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該教育・保育給付認定保護者に係る次に掲げる事項を通知するものとする。

一 利用者負担額（満三歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百三十三号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号若しくは第二十九条第三項第二号に掲げる額又は法第三十条第二項第三号若しくは第四号の市町村が定める額に限る。）

二 食事の提供（特定教育・保育施設及び特定地域保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものに限る。）に要する費用の支払の免除に関する事項

教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付の申請をしていない場合において、前項の規定による通知をするときは、前条各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間）

第八条 法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ 当該各号に定める期間とする。

一 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。）次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ 第二号に掲げる期間

ロ 効力発生日から 同日から起算して九十日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間

六 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者の卒業予定期又は修了予定期が属する月の末日までの期間）

イ 第二号に掲げる期間

ロ 効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の卒業予定期又は修了予定期が属する月の末日までの期間

七 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する事由に該当するものとして認めた情報を勘案して市町村が定める期間

八 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。）第一条の五第十号に認めた情報を勘案して市町村が定める期間

第九条 教育・保育給付認定保護者は、毎年、次に定める事項を記載した届書（当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが保育認定子ども（法第三十条第一項に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。）である場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときその他に必要な事項等によつて確認することができるときその他の當該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

二 その他の当該申請を行う原因となつた事由

三 第一条の五各号に掲げる事由の状況の変化

四 その他の当該申請を行う原因となつた事由

五 第十号に掲げる事由に該当するものとして認めた情報を勘案して市町村が定める期間

六 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。）効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

七 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。）効力発生日から当該小学校就学前子どもが満三歳に達する日の前日までの期間

八 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ 前号に掲げる期間

第十条 法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 保育必要量

三 教育・保育給付認定の有効期間

四 利用者負担額に関する事項

（教育・保育給付認定の変更の認定の申請）

第十一条 法第二十三条第一項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を申請しようとする教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

一 当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの住所地

三 第一条の五各号に掲げる事由の状況の変化

四 その他の当該申請を行う原因となつた事由

五 第十号に掲げる事由に該当するものとして認めた情報を勘案して市町村が定める期間

六 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。）効力発生日から当該小学校就学前子どもが満三歳に達する日の前日までの期間

七 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ 前号に掲げる期間

るものである場合にあつては、原則として様式第一号による。)

第九条第四項の規定は、第一項の規定による申請を受け、市町村が当該教育・保育給付認定保護者に係る第七条第一項に掲げる事項を変更する必要があると認める場合について準用する。

(市町村の職権により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合の手続)

第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更を行おうとするときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者に通知すれば足りる。

三歳に達したときは、当該認定を行う場合には、当該教育・保育給付認定保護者に通知すれば足りた日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。

2 前項の場合において、教育・保育給付認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次の各号に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認定証の提出を求めるものとする。ただし、教育・保育給付認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

一 支給認定証を提出する必要がある旨

二 支給認定証の返還先及び返還期限

(申請内容の変更の届出)

第十五条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要が生じたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を市町村に提出しなければならない。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

（当該届出を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもとの関係））

二 当該届出に係る小学校就学前子どもとの変更内容

三 届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容

四 その他必要な事項

第十三条 第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、第七条第一項中「とする。」とあるのは「とする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。」と読み替えるものとする。

2 市町村は、法第二十三条第二項又は第四項の教育・保育給付認定を行つた場合であつて、教育・保育給付認定保護者に支給認定証を交付しているときは、支給認定証に第六条第四号から第六号までに掲げる事項を記載

し、これを返還するものとする。ただし、教育・保育給付認定保護者から支給認定証の返還を要しない旨の申出があつた場合は、この限りでない。

(教育・保育給付認定の取消しを行う場合の手続)

第十四条 市町村は、法第二十四条第一項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行つたときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

2 前項の場合において、教育・保育給付認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認定証の返還を求めるものとする。ただし、教育・保育給付認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

一 支給認定証を返還する必要がある旨

二 支給認定証の返還先及び返還期限

（申請の理由）

三 支給認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その支給認定証を添付しなければならない。

（第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給）

4 支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

（法第二十七条第一項に規定する一日当たりの時間及び期間）

第十七条 法第二十七条第一項に規定する一日当たりの時間は四時間を標準とし、期間は三十九週以上として、教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設（認定こども園に限る。）と締結した保育の提供に関する契約において定める時間及び期間とする。

（施設型給付費の支給）

第十八条 市町村は、法第二十七条第一項の規定に基づき、毎月、施設型給付費を支給するものとする。

（支給認定証の提示）

第十九条 教育・保育給付認定保護者は、法第二十七条第二項の規定に基づき、支給認定教育・保育を受けるに当たつては、特定教育・保育施設から求めがあつた場合には、当該特定教育・保育施設に対して支給認定証を提示しなければならない。ただし、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

（令第四条第二項第一号の内閣府令で定める教育・保育給付認定保護者）

育・保育給付認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があつたときは、支給認定証を交付するものとする。

2 前項の申請をしようとする教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名稱、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との統柄）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との統柄

三 申請の理由

（令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定期定）

認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名稱、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との統柄）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との統柄

三 申請の理由

（令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定期定）

育必要量の認定において、保育の利用について、一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者とする。

（令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定期定）

認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名稱、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との統柄）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との統柄

三 申請の理由

（令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定期定）

認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名稱、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との統柄）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との統柄

三 申請の理由

（令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定期定）

（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

（令第四条第二項第一号の内閣府令で定める規定期定）

（以下「厚生省発児第百五十六号」の規定により

合に限る。) 次に掲げる期間のいずれか短い
期間

イ 第一号に定める期間
ロ 認定起算日から当該施設等利用給付認定
保護者の卒業予定日又は修了予定日が属す
る月の末日までの期間

六 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる
小学校就学前子ども(当該施設等利用給付認
定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が
第一条の五第九号又は第十号に掲げる事由に
該当する場合に限る。)当該事由に該当する
ものとして認めた事情を勘案して市町村が定
める期間

(法第三十条の七の届出)

第二十八条の六 施設等利用給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書(当該

施設等利用給付認定子どもが法第三十条の四第

二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する場合に限る。)及び第三項に掲げる書

類を市町村に提出しなければならない。ただし

、市町村は、当該書類により証明すべき事実

を公簿等によって確認することができるときそ

の他施設等利用給付認定保護者に対する施設等

利用費の公正かつ適正な支給の確保に支障がな

いと認めるときは、当該書類を省略させること

ができる。

法第三十条の七に規定する内閣府令で定める

事項は、第一条の五各号に掲げる事由の状況又

は当該施設等利用給付認定保護者(法第三十条

の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する施設等利用給付認定子どもに係る者に限

る。)の属する世帯の所得の状況とする。

(準用)

第二十八条の七 法第三十条の八第一項に規定す

る内閣府令で定める

書類は、第二十八条の三第二項の書類とする。

(法第三十条の八第一項に規定する内閣府令で

定める事項)

第二十八条の八 法第三十条の八第一項の規定に

より施設等利用給付認定の変更の認定を申請し

ようとする施設等利用給付認定保護者は、次に

掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し

なければならない。

(申請内容の変更の届出)

第二十八条の九 法第三十条の八第一項の規定に

より施設等利用給付認定の変更の認定を申請し

ようとする施設等利用給付認定保護者は、次に

掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し

なければならない。

(申請内容の変更の届出)

第二十八条の十 法第三十条の三第三項及び第四

項の規定は、法第三十条の八第二項又は第四項

の施設等利用給付認定の変更の認定について準

用する。

(準用)

第二十八条の十一 市町村は、法第三十条の九第

一項の規定により施設等利用給付認定の取消

しを行おうとするときは、その旨を書面により

施設等利用給付認定保護者に通知するものとす

る。

(法第三十条の七に規定する内閣府令で定める

書類は、第二十八条の三第二項とする。

(法第三十条の八第一項に規定する内閣府令で

定める事項)

第二十八条の十二 施設等利用給付認定保護者

は、施設等利用給付認定の有効期間内におい

て、第二十八条の三第一項第一号及び第二号に

該当する事項を記載した申請書を市町村に提出し

なければならない。

(申請内容の変更の届出)

第二十八条の十三 次の各号のいずれかに該当す

る小学校就学前子どもが、当該各号に該当す

る小学校就学前子どもに該当する

小学校就学前子どもに該当する

四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間
五 地域型保育事業の種類
第三款 業務管理体制の整備等
(法第五十五条第一項の内閣府令で定める基準)
第四十五条 法第五十五条第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
一 確認を受けている施設又は事業所の数が二十未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
二 確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上百未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
三 確認を受けている施設又は事業所の数が百以上百未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。
(業務管理体制の整備に関する事項の届出)
第四十六条 法第五十条第一項の規定による業務管理体制の整備に係る事項の届出
第五条第一項による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、同条第一項各号に掲げる区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。
一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上の事業者の場合に限る。)
四 業務執行の状況の監査の方法の概要(確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者の場合に限る。)
2 特定教育・保育提供者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十五条第二項各号に掲げる区分により届け出るべき市町村長等及び変更前の区分により届け出るべき市町村長等の双方に届け出なければならぬ。
3 特定教育・保育提供者は、法第五十五条第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届書を、変更後の区分により届け出るべき市町村長等及び変更前の区分により届け出るべき市町村長等の双方に届け出なければならぬ。

(市町村長の求めに応じて法第五十六条第一項の権限を行つた場合におけること)も家庭庭長官の権限を行つた結果を通知するときは、権限をもどす家庭庭長官又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。
第四十七条 法第五十六条第四項の規定によりこども家庭庭長官又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。
(法第五十七条第三項の規定による命令に違反した場合におけるこども家庭庭長官又は都道府県知事による通知)
第四十八条 こども家庭庭長官又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が法第五十七条第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該特定教育・保育提供者の確認を行つた市町村長に通知しなければならない。
第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表
(法第五十八条第一項の内閣府令で定めるとき)
第四十九条 法第五十八条第一項の内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないにつき正当な理由がある特定教育・保育提供者以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。
(法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときには別表第一に掲げる項目に関するものとする。
(法第五十八条第一項の規定による公表の方法)
第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定めるときは、教務所を有するときは、当該事務所を含む。の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所
二 設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類
六 施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
七 法第五十八条第十第二項に規定する申請を約する書面(次条第二項において「誓約書」という。)
八 役員の氏名、生年月日及び住所
九 その他確認に関し必要と認める事項(特定子ども・子育て支援提供者の住所等の変更の届出等)

(法第五十八条第三項の内閣府令で定める教育・保育情報)
第五十二条 法第五十八条第三項の内閣府令で定める教育・保育情報は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。
(法第五十八条第七項の内閣府令で定める情報)
第五十三条 法第五十八条第七項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の質及び教育・保育に係る情報である。

従事する従業者に関する情報(教育・保育情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。
第二節 特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等
第五十三条の二 法第五十八条の二の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。
(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等)
第五十三条の二 法第五十八条の二の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。
二 前項の届出であつて、特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者の役員若しくはその長又は特定子ども・子育て支援施設等である事業を行つう者に係る管理者若しくは役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。
(令第二十二条の三第一項の内閣府令で定める者)
第五十三条の四 令第二十二条の二第一項の内閣府令で定める者は、市町村長等が法第五十八条の八第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定子ども・子育て支援提供者による子ども・子育て支援の提供体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する事実及び該当事実に係る責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない者とする。
(令第二十二条の三第一項の内閣府令で定める事項)
第五十三条の五 令第二十二条の二第二項第四号の規定による通知をするときは、法第五十八条の八第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。
(法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項)
第五十三条の六 法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称
二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があつた場合にあつては、その年月日
四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間
五 子ども・子育て支援施設等の種類
六 特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあつては、そ

き証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

法第三十八条第二項及び第五十八条の八第二項において準用する法第十三条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十三条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十三項における規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

(電磁的記録等)

第六十一条 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、原本、副本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。）で行つことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行つことができる。

2 この府令の規定による書面等の提出、届出、提示、通知及び交付（以下「提出等」という。以下この条において同じ。）については、当該書面等の提出等に代えて、次項で定めるところにより、当該書面等の提出等を受けるべき相手方の承諾を得て、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信書面等の提出等に代えて、次項で定めるところにより同じ。）により行つことができる。

3 前項の規定により書面等の提出等を電磁的方法により行おうとするときは、あらかじめ、当該相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た場合であつても、当該相手方から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提出等を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、第二項に規定する書面等の提出等を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第二項の規定により書面等の提出等が電磁的方法により行われたときは、当該相手方の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該書面等の提出等を受けるべき者に到達したものとみなす。

附 則

(施行期日) この府令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第四条から第七条までの規定は、法附則第一条第四号の規定の施行の日から

(就労時間に係る要件に関する特例)

第二条 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一条の五第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)

第三条 法附則第六条第一項の場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(特定保育教育・保育施設等に係る認定ことども園、幼稚園又は保育所の名称及び所在地並びにその設置者及び管理者の氏名及び住所)

二 法附則第七条本文の規定に係る確認を不要とする旨

一 当該申出に係る認定ことども園、幼稚園又は保育所の名称及び所在地並びにその設置者及び管理者の氏名及び住所

(別段の申出をしない認定ことども園等の設置者による別段の申出をしない認定ことども園等の設置者)

三 法附則第六条第一項に規定する特定保育所を除く。第九条第四項において同じ

(第一号に掲げる事項については、法附則第六条第一項に規定する特定保育所を除く。第九条第四項において同じ)

四 法第三十三条当該申請に係る

第十一条第二項の規定に事業に係る施設型給付

第十九条より教育・保育給費（法附則第六条第一項に規定する委託費を含む。）及び特例施設型

第十二条第十四条当該申請に給付費の請求に関する事項

第十三条付認定子どもを選考する場合の基準

第十四条設施型給付費及び

第十五条法第四十条第二項に規定する申請をす

第十六条第三十一条第二項において「誓約書」とい

う。）

（教育・保育施設の別段の申出）

第三第十四号及び第十	第十三号及び第十五号	第三第十六号
一項	一項	一項

(別段の申出をしない市町村に係る特定地域型保育事業の利用定員)

第七条 附則第五条第一項の規定は、法附則第八条ただし書の規定による別段の申出をしない市町村について、準用する。

(特定市町村の要件)

第八条 法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設（認定ことども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行つた教育・保育給付認定保護者（法第十九条第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「保育認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうち特定教育・保育施設等を利用するしていないもの（保育認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。

二 当該年度以降に保育認定保護者による特定教育・保育施設等の利用の申込みが増加することが見込まれること（前号に該当する場合を除く。）。

(保育充実事業)

第九条 法附則第十四条第一項に規定する保育充実事業は、次の各号に掲げる小学校就学前子ども保育に係る子ども・子育て支援に関する事業とする。

一 幼稚園（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であつて認定ことども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けていないもの（認定ことども園法第三条第一項若しくは第三項の要件、同法第十三条第一項の基準又は児童福祉法第三十四条の十六第一項の基準（小規模保育事業に係るものに限る。）に適合することが見込まれるものに限る。）において、適當な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間外において教育活動を長時間行うこと必要とする費用の一部を補助する事業

一 児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて同法第三十

(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

二

この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年五月三一日内閣府令第六号)**（施行期日）**

第一条 この府令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二十八条の三、第二十八条の四、第五十三条の二、第五十三条の六、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(子ども・子育て支援施設等の別段の申出)

第二条 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号。以下「令和元年改正法」という)附則第三条ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該申出に係る幼稚園(令和元年改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十四号。以下「新法」という。)第七条第十項第一号に規定する幼稚園をいう。第一号及び次条において同じ。)又は特別支援学校(新法第七条第十項第三号に規定する特別支援学校をいう。第一号及び次条において同じ。)の所在地を管轄する市町村長(特別行政区の長を含む。次条において同じ。)に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る幼稚園又は特別支援学校の名称及び所在地並びにその設置者及び管理者の氏名及び住所

二 令和元年改正法附則第三条本文の規定に係る確認を不要とする旨

(別段の申出をしない幼稚園又は特別支援学校の設置者に係る届出)

第三条 令和元年改正法附則第三条ただし書の規定による別段の申出をしない幼稚園又は特別支援学校の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第二百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十人号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)を除く。)は、この府令の施行の日までに、第五十三条の二第五号に掲げる書類を、当該幼稚園又は特別支援学校の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

(令和元年改正法附則第四条第二項の規定により市町村が条例を定めた場合における技術的読替え)

第四条 令和元年改正法附則第四条第二項の規定により、市町村が条例を定めた場合における第

第一	当該特定子ども・子育て支援提供者の名称	当該特定子ども・子育て支援提供者の名称	第五十一条の六
二	当該特定子ども・子育て支援を提供する子育て支援提供者の名称	当該特定子ども・子育て支援を提供する子育て支援提供者の名称	五十三条の六の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
三	確認をし、若しくは確認をし、若しくは確認を取り消した場合は確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その内	確認をし、若しくは確認をし、若しくは確認を取り消した場合は確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その内	及び所在地
四	確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間	確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間	及び所在地
五	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援施設等の種類	及び所在地
六	特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の二十第一項を満たしているか否かの別	特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の二十第一項を満たしているか否かの別	及び所在地
七	法附則第四条第二項の規定による条例で定める基準への適合状況	法附則第四条第二項の規定による条例で定める基準への適合状況	及び所在地

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二十四日内閣府令
第七六号）抄

三三号(一) 附 則（令和五年三月三一日内閣府令第
は、なお従前の例による。

この府令は、公布の日から施行する。
附 則（令和二年一月二十四日内閣府令第七六号）抄
第一条 この府令は、令和三年一月一日から施行する。
(子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行規則第二十一条の一の規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第十五号）、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この条において「特定教育・保育」という。）が行われた月が令和三年九月以後の場合における同法の規定による施設型給付費の支給、特例施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給及び特例地域型保育給付費の支給（以下この条において「施設型給付費等の支給」という。）について適用し、特定教育・保育が行われた月が同年八月以前の場合における当該子どもための教育・保育給付については、なお従前の例による。
附 則（令和三年三月二二日内閣府令第二二号）
この府令は、公布の日から施行する。
附 則（令和三年八月二一日内閣府令第五三号）
この府令は、公布の日から施行する。
附 則（令和四年三月三一日内閣府令第五二五号）
この府令は、令和四年四月一日から施行する。
(施行期日)
1 この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下この項目において「新運営基準」という。）第五十七条の規定により読み替えて適用する新運営基準の規定により適用する特定子ども・子育て支援について適用し、同日前日定子ども・子育て支援について適用し、同日前日

三三号(一) 附 則（令和五年三月三一日内閣府令第
は、なお従前の例による。

この府令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則（令和六年三月三〇日内閣府令第三号）
この府令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則（令和五年一二月八日内閣府令第六号）
この府令は、公表の日から施行する。
附 則（令和五年一二月二六日内閣府令第八六号）
この府令は、公表の日から施行する。ただし、第二条中特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第二十三条の改正規定及び第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
附 則（令和六年三月二八日内閣府令第三二号）
この府令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則（令和六年三月三〇日内閣府令第四七号）抄
(施行期日)
1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。
別表第一（第五十条、第五十二条関係）
一 施設又は事業所（以下この表及び次表において「施設等」という。）を運営する法人に関する事項
イ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
ロ 法人の代表者の氏名及び職名
ハ 法人の設立年月日
二 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業
本その他都道府県知事が必要と認める事項

二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の
種類
ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その
他の連絡先
ハ 事業所番号

二 本 施設等の管理者の氏名及び職名
認定こども園、幼稚園、保育所又は地域
型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
へ 当該報告に係る事業の開台年月日又は開

三語邦合に係る事務の間は毎月日本に開始
始予定期月日及び確認を受けた年月日
ト特定教育月日及び確認を受けた年月日
ト事務の重音に關する基準の規定により重音

事業の運営に関する基準の規定により運営する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者と限る。）

チ その他都道府県知事が必要と認める事項
一 施設等において教育・保育に従事する従業者（以下二の号において「従業者」といふ。）

者（以下この号において「従業者」といふ）に関する事項

□ 徒歩者の勤務形態、労働時間、徒歩者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
八 従業者の教育・保育の業務に従事した経験(平成等)

二 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況

教育・保育等の内容に関する事項
施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針

口 当該報告に係る教育・保育の内容等(特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況(幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。))

ハ 異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場
を含む。)

合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上 の幼児を保育する場合における集団保育の 提供のための配慮等（国家戦略特別区域法

様式第一号（第二条第二項第二号 第十一条第二項第二号、第二十八条の三第二項及び第二十八条の八第二項関係）

四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。)

二　当該報告に係る教育・保育の提供に係る
居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保

別表第二 (第五十条、第五十二条関係)	<p>第一 教育・保育の内容に関する事項</p> <p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>	<p>リ その他都道府県知事が必要と認める事項</p> <p>五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たつての利用料等に関する事項</p>	<p>子 施設等の教育・保育の提供内容に関する事項</p> <p>ト 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p>	<p>ハ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況</p>
--------------------------------------	--	--	--	---

樣式第二號（第六十條第一項關係）

様式第二号（第六十条第一項関係）		(表面)
子ども・子育て支援検査証		
		第 号
<p>官 稽 又は職名</p> <p>姓 名</p> <p>生年月日</p> <p>真</p>		
<p>子ども・子育て支援法第十三条及び第十四条（第二十条の三の規定により準用する場合を含む。）に定める当該職員であることとを証する。</p> <p>令和 年 月 日 交付</p> <p>市（区）町村長</p> <p>印</p>		

(裏面)
子ども・子育て支援法(抄)

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする

様式第三号（第六十条第二項関係）
(表面)

写 真	官職 又は職名 氏名 生年月日 令和 年 月 日 交付 こども家庭庁長官 都道府県知事
------------	---

印

(裏面)
(報告等)
子ども・子育て支援法(抄)

第十条 (略) 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による種類は、児童のためのために認められたものと斟酌して定めなければならない。	(内閣総理大臣が定めるもの) 第十一条 内閣総理大臣又は其の委嘱する者は、子どものための教育・保育給付に関する権利があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に関する権利があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対するその他の教育・保育に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させることができることとする。 2 内閣総理大臣又は其の委嘱する者は、子どものための教育・保育給付に関する権利があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対するその他の教育・保育に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせることができる。 3 第二条第一項の規定によることなく、同条第三項の規定に依る場合にあっては、前項の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせることができる。
---	---

(署名)
第十三条 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用料について準用する。この場合において、必要な料金の額は、政令で定める。

(権限の委任)
第七十六条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

2 第七十九条 第二条第一項の規定によることなく、同条第三項の規定に依る場合にあっては、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせなければならない。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせなければならない。

3 第二十九条 第二条第一項の規定によることなく、同条第三項の規定に依る場合にあっては、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせなければならない。

1. 紙原その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦34ミリメートル、横38ミリメートルとする。

様式第四号（第六十条第三項関係）
(表面)

写 真	官職 又は職名 氏名 生年月日 令和 年 月 日 交付 市(区)町村長
------------	--

印

(裏面)
(報告等)
子ども・子育て支援法(抄)

第十条 (略) 2 本件の調査結果を報告する場合は、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による種類は、児童のためのために認められたものと斟酌して定めなければならない。	(内閣総理大臣が定めるもの) 第十一条 内閣総理大臣又は其の委嘱する者は、子どものための教育・保育給付に関する権利があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対するその他の教育・保育に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせなければならない。 2 内閣総理大臣又は其の委嘱する者は、子どものための教育・保育給付に関する権利があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対するその他の教育・保育に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせなければならない。 3 第二条第一項の規定によることなく、同条第三項の規定に依る場合にあっては、前項の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせなければならない。
--	--

(署名)
第十三条 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用料について準用する。この場合において、必要な料金の額は、政令で定める。

(権限の委任)
第七十六条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

2 第七十九条 第二条第一項の規定によることなく、同条第三項の規定に依る場合にあっては、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせなければならない。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせなければならない。

3 第二十九条 第二条第一項の規定によることなく、同条第三項の規定に依る場合にあっては、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提出を命じ、又は当該職員に提出させさせなければならない。

1. 紙原その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦34ミリメートル、横38ミリメートルとする。